

禁煙外来のご案内

2006年より禁煙治療が保険適用されました。これは、喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行うという考え方です。治療は以下の条件を満たした喫煙者であれば、どなたでも受けることができます。

あなたも当院で卒煙にチャレンジしてみませんか？

<保険診療となる条件とは？>

- ①喫煙年数 × 1日の最大喫煙本数 = 200 以上
- ②喫煙に関する問診において10項目中5項目以上該当
(裏面の問診票をご利用ください)

禁煙するなら今！！
皆さんの挑戦、
お待ちしております。



<治療について>

*期間：3ヶ月（全5回）

*診療内容：①診察 ②呼気一酸化炭素濃度の測定
③ニコチン製剤（禁煙補助剤）の処方

→チャンピックス（飲み薬）かニコチネル（張り薬）のどちらかになります。

*料金の一例（当院初診・3割負担の方の場合）

治療時期	料金（内訳）
初回治療	約 1540 円（初診料＋ニコチン依存症管理料）
2 回目（開始から 2 週間後）	約 920 円（再診料＋ニコチン依存症管理料）
3 回目（ // 4 週間後）	約 920 円（ // ）
4 回目（ // 8 週間後）	約 920 円（ // ）
5 回目（ // 12 週間後）	約 910 円（ // ）

薬剤処方時は別途処方せん料と薬剤料金がかかります。

<禁煙外来診療日のご案内>

担当医	曜日	受付時間
都築医師	火曜日	午後 2 時～午後 4 時
吉野医師	木曜日	午前 8 時 30 分～午後 1 時
	金曜日	午前 8 時 30 分～午後 1 時・午後 6 時～午後 8 時
		※金曜日夜間は 2 回目以降の診療に限ります。ご了承ください。

☆ 初回受診時に 2 回目～5 回目のご予約をまとめてお取りします。

ご質問・ご予約に関しましては、お気軽に当院までお問い合わせください。

＊＊ 埼玉西協同病院 TEL 04-2942-6363 ＊＊

あなたの禁煙治療が保険診療対象かどうか、今すぐチェックしてみましょう！

	設問	○か×
問1	自分が吸うつもりよりもずっと多くのタバコを吸ってしまいましたか。	
問2	禁煙や本数を減らそうと試みて、出来なかったことがありますか。	
問3	禁煙や本数を減らそうと試みて、出来なかったことがありますか。	
問4	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、次のどれかがありましたか。 イライラ・神経質・落ちつかない・集中しにくい・ゆううつ・頭痛 眠気・胃のむかつき・脈が遅い・手のふるえ・食欲または体重の増加	
問5	問4でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありますか。	
問6	重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありますか。	
問7	タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありますか。	
問8	タバコのために自分に精神的問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありますか。	
問9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。	
問10	タバコが吸えないような仕事や付き合いを避けることが何度かありましたか。	

○の数の合計

①

喫煙年数

年

×

1日の最大本数

本

=

②

①が5以上、②が200以上・・・保険診療に該当します。

①が5未満、②が200未満・・・保険診療にならないため自費になります。

★★ご注意ください!★★

- ・一定の条件に該当していない方は禁煙治療の保険適用外（自費）となります。
- ・3ヶ月（全5回）の診療を中断すると、以後1年間禁煙治療は保険適用されません。
- ・初回診察時は問診や検査などで30分程度の時間を要します。